

論 説

合衆国輸出促進税制と FSC (外国貿易法人)・ ETI (域外所得) 控除制度

中 村 雅 秀

目 次

はじめに
第 1 章 アメリカ多国籍企業と国際税制
第 1 節 アメリカの国際収支・貿易構造と多国籍企業：【国際収支問題と貿易赤字】 【国際競争力と 2003 年議会報告書】
第 2 節 国際競争力とアメリカ国際税制 『2003 年議会報告書』：【居住地主義と属地主義】 【属地主義の導入と輸出促進税制】
第 2 章 輸出促進税制と FSC, ETI
第 1 節 FSC, IC-DISC の定義と目的：【FSC, IC-DISC とは】【FSC, IC-DISC 免税】
第 2 節 FSC, IC-DISC の実態：【FSC, IC - DISC の実態】【『2003 年議会報告書』と FSC】
第 3 節 FSC の廃止と ETI (域外所得免税) 制度：【国際的 FSC 批判と WTO】 【ETI と WTO ルールの抵触】
おわりに

は じ め に

アメリカ合衆国は歴史的に一貫して輸出優遇税制を導入してきた。旧くは、1918 年法による輸出ソース・ルールの導入、22 年法によるその拡大と財務省規則化、1930、40 年代の中国貿易法人、西半球貿易法人、1962 年税制改革法における輸出特化法人 (Export Trade Corporation, ETC) に対する優遇税制であり、新しくは 1971 年法による内国輸出法人 (Domestic International Sales Corporation, 以下 DISC) 優遇税制であり、それに対する国際的批判からその姿を変えた外国貿易法人 (Foreign Sales Corporation, 以下 FSC)・利子課税内国輸出法人 (Interest-Charge Domestic International Sales Corporation, 以下 IC-DISC) 優遇税制、さらには域外所得免税制度 (Extraterritorial Income, 以下 ETI) である¹⁾。

1) 1918 年法は周知のように世界で初めて外国税額控除制度を導入したがそのソース・ルールは、輸出所得を国外源泉合衆国課税所得とするものだった (合衆国輸入による外国企業の所得は合衆国源泉非課税所得)。1922 年法は輸出所得源泉を国内と国外に配分する方式 (独立工場価格方式, IFP) を導入、規則化した。その際、初めて特定貿易法人規定が提案されたが、上院で否決された。中国貿易法人 (39 年法)、西半球貿易法人 (42 年法) は所得の 95 パーセントが中国もしくは西半球源泉の場合特別控除が認められた上、34%の軽減税率 (通常 48 パーセント) が適用される。1962 年ケネディ税制改革は、周知のサブ・パート F 規制を導入したが、その輸 (次頁に続く)

通常歴史上、貿易に関わる税制は財政収入の確保、輸入制限もしくは経済権益の維持、自国産業保護を目的とする関税であり、援助と結びついた過剰農産物の輸出促進税制(PL480)であり、多国籍企業の労働集約的工程の海外移転を優遇する付加価値関税制度(分工程関税条項 9802・00・60, 9802・00・80)であり、内国間接税(売上税, 消費税, 付加価値税)の国際的取扱いに関わる問題であり、EU, NAFTAをはじめ地域経済統合の進展を目的とした共通関税政策の展開などである。

これら貿易関連国際税制の歴史的国際的展開を前提にし、ここでは、自国企業の輸出一般を税制上優遇し、「総合社社のアメリカ版」創出の試みとまでいわれ、今日ではWTO原則に違反する差別的税制として広範囲な国際的批判に曝されてきたFSC, IC-DISC, これに代わって2000年の法制化以来新たな議論を呼んできたETIスキームを取り上げ、その実態やアメリカ輸出促進税制の今日の姿を明らかにし、その意義を論ずることを課題としている。

第1章 アメリカ多国籍企業と国際税制

第1節 アメリカの国際収支・貿易構造と多国籍企業

【国際収支問題と貿易赤字】 かつて1960年代初頭、アメリカ合衆国は世界最大の貿易国、投資国でありながらGDPに占める貿易の比率 サービスを含む、1960年は輸出で5.8パーセント、輸入で4.5パーセントと依存度からするいわゆる「貿易立国」では決してなかった。今日ではこうした比率はそれぞれ11.5パーセント、14.5パーセントに達し、同2001年、その収支は1971年に19世紀末以来、初めて赤字に転落、76年以後は恒常的に赤字が定着、急増することになる。この間、80年代の10年間の累積貿易赤字は7000億ドルを超え、90年代には3兆4000億ドルを超える巨額に達した。さらに投資収益収支、移転収支を含む経常収支は80年代に入ると恒常的に赤字に転落、2000年には実に7000億ドルを超えるに至った。「成熟債務国」の面目躍如といったところである(〈図-1〉参照)。

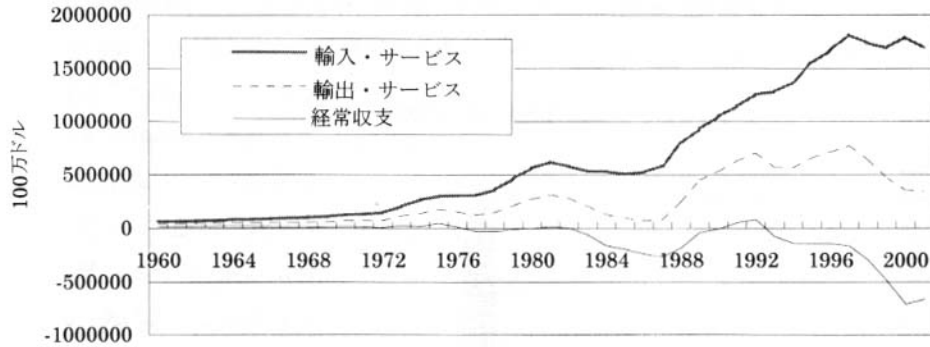
他方、外国の合衆国資産所有はこの間急速に増大し、名目ドルで測った場合1975~88年の

出に対する影響を緩和するため、少なくとも総所得の75パーセントが輸出所得、90パーセントが外国源泉であることを条件とするETC制度を創設した。この制度によってUS親会社は、ETCの外国基地会社所得を総所得から控除できる。

中国、西半球貿易法人はDISCが設置された後、1976年のカーター税制改革(*Tax Reform Act of 1976*)で廃止された(79年実施)。これ以外にも近くは、やはり直接的輸出補助金ではないが、国際競争力にかかわって輸入措置による露骨な補助金的性格が問題となったものに、「関税山分け法」として悪名をはせたバード修正関税を巡る国際的議論などがある。バード修正関税法は、2000年10月に成立した米関税法の修正法で、アンチ・ダンピング報復関税を、損害を受けたと認められる鉄鋼業などの企業に分配するもの。EU、日本など11カ国・地域がWTOに提訴、同紛争処理パネルは2002年9月、上級委員会でも2003年1月に同協定違反を認定し、2004年11月10日EU、日本、韓国などは報復関税の導入をWTOに申請した。バード修正法を除いて文献(7)参照。

間に 700 パーセント以上, 1980~2000 年の間に 400 パーセント近く増加し, 2000 年末までに 8 兆ドルを超えた。合衆国所有海外資産の簿価額も増加はするがそれ程急激ではなかった(< 図 - 2 > 参照)。

< 図 - 1 > アメリカの国際収支 1960-2001年



出所) 文献(24), p.A1, A2 より作成。

原資料は U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis.

< 図 - 2 > USの在外資産と外国の在米資産の増加 1960-2001年



出所) *Ibid.*, p.A4 より作成。原資料は U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis.

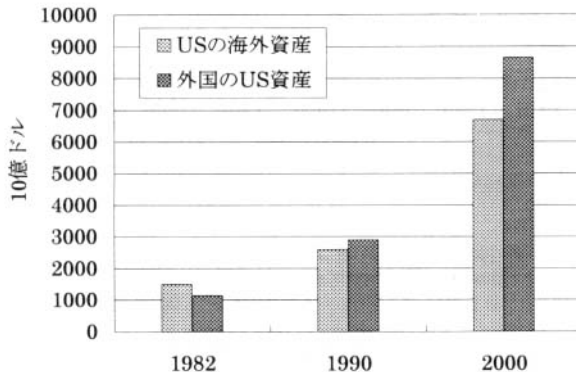
注) 1966 年固定ドル表示, 直接投資は経常価格表示。

商務省によれば, 1975 年の合衆国所有海外資産は外国所有合衆国資産を 740 億ドル上回っていた。しかしながら 1988 年末までに状況は逆転し, 外国所有合衆国資産が合衆国所有海外資産を 1620 億ドル, 上回った。2000 年までに, 外国所有合衆国資産は合衆国所有海外資産を 1.8 兆ドル上回った。市場価額に換算すると, 企業の多国籍化など合衆国資産の対外流出の歴史が長いだけに, 合衆国所有海外資産が依然外国所有合衆国資産より大きいとする議論も

ある²⁾。

また、直接投資についてみれば、名目価格では合衆国のそれが1982年の3740億ドルから2000年には1兆4452億ドルに増加したのに対し、外国の対米直接投資(対内直接投資)は1980年の1270億ドルから激増を示し、2000年には1兆3700億ドルに達した。経常価格で測った場合、合衆国の海外直接投資額は合衆国への対内直接投資額を依然上回る。市場価額で測った場合、1998年以来、外国の対内直接投資額は合衆国の海外直接投資をやや上回る(〈図-3〉参照)。

〈図-3〉 アメリカの直接投資ポジション 1982/90/2000年



出所) *Ibid.*, P.33.原資料は U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis.

注) 1966年固定ドル, 市場価格表示。

ところで、他方では貿易収支に与える多国籍企業の役割が看過もしくは誤解されてはならない。通常、企業の海外進出は雇用の喪失に繋がると批判されることも多い。確かに市場要因に基づく海外進出でさえ単純な労働の代替効果を有することも事実であるが、それ以上にとりわけコスト要因とくに低賃金労働力を求めて途上国へ進出する場合、それ以上にそうした側面をもつ

ことは否定されるべくもない。しかし同時に、米系多国籍企業にしるヨーロッパ系のそれにしる、あるいは日本企業の海外進出にしる、多国籍企業の企業内貿易は多くの場合親会社に、したがって本国貿易に極めて大きな黒字効果をもたらしてきたという共通の特徴が忘れられてはならない³⁾。

ちなみに議会報告書(商務省)によれば、1996年の合衆国多国籍企業の海外子会社への輸出は1624億ドル 全合衆国輸出の26パーセント、海外子会社からの輸入は1361億ドル 同16.9パーセントで、親会社は263億ドルの黒字を記録し、大規模外国所有内国法人すなわち外国多国籍企業の在米子会社のそれは輸出が686億ドル 同11.2パーセント、輸入が1819億ドル 22.6パーセントで、これも親会社の1133億ドルの黒字すなわちアメリカの赤字を

2) 文献(24), pp. 29-32.

3) 本稿で主に取上げる議会報告書は、雇用に対する影響については曖昧であるが、職種構成には影響があるなど、こうした点について曖昧な評価に終始している。貿易効果については多国籍企業化すなわち海外生産が国内生産・輸出にましても輸出効果をもつか否かは別にして、企業内貿易の親会社黒字効果、したがって本国貿易黒字効果は明らかである。文献(25), p.23. 及び(29)。

記録した。両方で全合衆国商品輸出の 37 パーセント、輸入の 39 パーセントを占めたのである。ここでは親会社の黒字効果を共通項としながら、だからこそ合衆国に対する黒字効果(米系多国籍企業)それゆえ貿易赤字相殺効果、赤字効果(外国多国籍企業)それゆえ貿易赤字拡大効果のいずれもが確認される⁴⁾。

自国企業の多国籍化、経済のグローバリゼーションの進展が貿易赤字の削減もしくは解消に果たす役割と、企業の国際化に伴う課税ベースの喪失がもたらす財政赤字の深刻化、還元すれば「租税の空洞化」との葛藤というこうした二律背反的事態の進展こそ、グローバリゼーション下の「双子の赤字」の本質的問題であり、国際競争力の強化のための外国資本の導入と輸出促進政策の展開はその解決に向けた「成熟債権国」の呻吟の具体的表現に他ならない。同時に、企業内貿易に関する限り、多国籍企業化による貿易黒字の拡大が輸出優遇税制による課税ベースの縮小を超過する分だけ、両者が共存できる世界ということになる⁵⁾。

【国際競争力と 2003 年議会報告書】 こうしてアメリカは一方では、単独で依然世界最大の多国籍企業国家でありながら、今やその国民経済の多くを外国企業が担うまでになった⁶⁾。いずれにせよとりわけ先進国資本を中心としたかかる各国経済のボーダレス化といわゆる「相互浸透」の進展すなわちグローバリゼーションの進展は、「双子の赤字」に喘ぐアメリカ経済の必然的道程でもあった。この点を、アメリカ議会報告書『合衆国の国際競争力と国際課税(*The U.S. International Tax Rules: Background, Data, and Selected Issues Relating to the Competitiveness of U.S. Based Business Operations*)』はまた、これまでに見た合衆国の国際収支・貿易収支構造上の特徴を分析、議論しながらその経済的意義にまで踏み込んでこれを検討している。

よく知られているように、国民経済計算の上では、貿易収支と資本流出入とは投資、貯蓄及び所得を介しながら有機的に連動している。貿易赤字の要因である輸入がすべて消費財ならば、その支払いのため資産を売却するか国外から資金を借入れなければならない。もし輸入が

4) 文献(24), p. 24.同様の傾向は商務省の多国籍企業統計から歴史的に確認できる。また文献(29)はこうした企業内貿易の傾向を米・日・欧多国籍企業の比較から論じているが、それによれば企業内貿易収支の欧米関係が直接投資の相互浸透によってほぼ相殺関係にあるのとは異なり、米日関係は直接投資の一方通行の結果、圧倒的に日系企業の黒字だけが記録され、こうしたことが数値の上で米系多国籍企業の黒字と在米外国企業のもたらす赤字の差となって表れている。日本企業も同様の傾向を示し、94年の日本の海外進出子会社との貿易収支は2兆6620億円の黒字を計上した。これらの点については文献(26), 拙稿文献(14),(36),(38),(39)参照のこと。

5) M・デサイらはこうした呻吟を「輸出インセンティブと所得税の両立の困難」と表現している。文献(3)参照。

6) 商務省によれば、1990年におけるアメリカの資産、販売高、付加価値、雇用における外国企業の占める比率はそれぞれ18.6, 16.4, 13.4, 10.8パーセントに達したという。EU主要国も同様の傾向を示し、カナダははるかにその比率は高い。対外投資のみが一方向的に進展した日本はその意味で例外的でさえある。文献(28)p.16. 拙稿文献(38)参照。

投資財ならば、外国人が投資をもたなければならない。従って、貿易赤字となる経済は、外国人による国内資産の購入などの外国資本の流入と同時に、株式投資もしくは貸付ファンド(債務の購入)がなければならない。そうでなければ国内消費が犠牲になる。「別の言い方をすれば、財購入もしくは対外サービス債務を購入するために合衆国経済からのドルの流出は最終的には輸出によってか資本流入によってかファイナンスされなければならない」のである⁷⁾。

膨大な対外投資所得にもかかわらず、それを上回る「双子の赤字」の増大は対内資本流入の急増と輸出の拡大でファイナンスされなければならない。「グローバリゼーション下の成熟債務国の苦悩」がそこにあった。

だから議会報告書は言う⁸⁾。「必ずしも貿易赤字が望ましくないとは限らない。重要なことはその国の現在及び将来における消費の可能性である。それは一部には貿易赤字が消費もしくは投資をファイナンスしているかどうかにかかっている。外国資金の流入とりわけ直接投資など生産的投資の急増と財務省証券など長期債券の外国購入こそ、貯蓄の少ない合衆国が消費を犠牲にせずに貿易赤字を続けられた原因だった。「(確かに 引用者)海外借入れが合衆国の消費をファイナンスしている間、合衆国は貿易赤字を続けられる。合衆国は増大する対外債務を借入れの増大で維持することができたが、(しかし 引用者)巨額の貿易赤字を長期にわたって拡大することはできない」。こうしたジレンマこそが、「貿易赤字はそれ自体国際競争力を表すものではない」としながらも、輸出競争力の確保しかも生産性の上昇によるのではなく、あるいはそれを補いながら露骨な輸出促進税制を擁護し、推し進める要因になっていったことは明らかである。議会報告書はその「告白の書」でもある。

第2節 国際競争力とアメリカ国際税制『2003年議会報告書』

【居住地主義と属地主義】 議会報告書は、アメリカ経済のおかれた歴史的 position と課題に基づいて、アメリカ国際税制の基本的特徴を総括的に振り返りながら、これまでの輸出促進税制が有してきた意義と特質を総合的に論じている。

アメリカ合衆国はその所得税制度の基礎を居住地主義(residential principle)に基づく全世界所得原則(worldwide tax system)に求めている。個人(individuals)であれ事業体(entities)であれ合衆国居住者の得る所得には、それが世界中のどこで得られたかにかかわらず、合衆国税が課せられる。二重課税を防止するために外国税額控除が認められることにより、資本輸出の中立性が保たれるシステムである。とりわけ、多国籍企業先進国としてアメリカ企業が世界を席卷する過程で、居住地主義原則はフランスなど主にラテン法系国家が採用する属地主義原則

7) 文献(24), pp.9-10.

8) *Ibid.*, p. 11.

よりも資本輸出に対する税制上の中立性を維持し、その意味では資本輸入の中立性を考慮するものではなかった⁹⁾。

これに対し、属地主義課税原則 (territorial tax system) は、国外源泉所得を免税とするもので、資本輸入の中立性を確保することによって二重課税を防止しようとするものである。外国税額控除や課税の繰り延べなど複雑なルールを必要としない代わりに、国外源泉所得を租税回避行為に利用されやすく、また今日のようにグローバル化の進展に対しては、課税ベースの確保の困難から内国税への租税負担比率が高くならざるを得ないという特徴ももつ。それがまた、合衆国による一部ヨーロッパ諸国の国際税制に対する批判の根拠ともなってきた。

合衆国国際税制は前世紀初頭、企業の国際化の進展を受けて 1918 年に外国税額控除制度が世界で最初に導入されて以来幾多の変遷を重ねながら、とりわけ 1960 年代以降、あるいは多国籍企業化、財務戦略の複合化、組織形態の多様化、日欧企業の多国籍企業化と対米進出の急増、IT 革命の進展などとあいまって、外国税額控除、移転価格税制、タックス・ヘイヴン税制、金融税制、在米外国企業対策税制、電子商取引税制、無体資産税制などがその中心をなしてきた。

公平と中立性の確保という税制の基本理念からすれば、こうした理念を現実のものとするのはきわめて困難なほど現実世界は多様な税制と税率、国民経済的相違の重層的構造からなっている。だからこそ「資本輸入の中立性と資本輸出の中立性を同時に十分両立させることは不可能」であり、「共通のゴールを目指すコンセンサスのないまま、ビジネス界は一般に資本輸入の中立性に傾き、学問的見解は一般に資本輸出の中立性に重きを置いている」¹⁰⁾。

【属地主義の導入と輸出促進税制】 一方では、年間 100 億ドルの税収増をもたらすといわれた移転価格税制を中心とした在米外国企業に対する課税攻勢が問題となる中で、従来、ほぼ資本輸出中立性のみを問題にできた合衆国国際税制に、自国管轄権内で資本輸入中立国との共存を余儀なくされ、属地主義諸国からの資本流入、他方では自国企業の輸出活動を促進するために一部属地主義原則を取り入れざるをえなくなるに至った象徴が DISC であり、FSC であり、ETI であった。

「基礎的な合衆国課税制度は、属地主義システムほど、本来的輸出インセンティブをもたない。一部にはこのことから合衆国はこれまで、DISC 及び FSC などの合衆国輸出を促進するためにデザインされた特別な課税制度を有してきた」¹¹⁾。なかでも DISC が内国法人であり、それ自体国内税制上の居住地主義と属地主義の「二重構造」を意味した。

9) 国際租税の経済的一般理論的意義やアメリカ国際税制の全体像などについては、文献(5),(7),(9),(15),(16),(17),(35) 参照のこと。

10) 文献(25), p.4.

11) *Ibid.*, p.7.

これに対し FSC は、経済実態が国内の延長線上にありながら税法上外国であるような属領を中心とする外国法人としたところに、その特徴があった。これは、いわば国内源泉所得を法制度上国外源泉とすることによって、いわば例外的に属地主義に依拠しながら「補助金」批判を免れようとするものだった。属地主義国が「足の速い取引」からの所得など特定種類の受動的な外国源泉所得やタックス・ヘイヴン取引を免税対象から除いたりするなどの各種の「例外」を設けているのと同様に、あるいはその逆に全世界課税原則に「意図的例外」を設けることによって一面では属地主義への批判を逆手に取り、多面では「補助金」批判を法的にすり抜けようとするものだった。ETI は後に見るように、これをさらに所得種類に限定して継続しようとするものだった。

いずれにせよ、両原則が相容れない中、一方で属地主義を批判しながら、他方で国際競争力の強化という自らの政策的要請に従ってこれを導入・利用するという自己矛盾とも取れる輸出促進税制は、戦後一貫して国際的には「世界の自由貿易の旗手」として振舞う立場が、「双子の赤字」の下で国内的には常にその保護主義と対立・共存してこざるを得なかったアメリカ自身の苦悩の表現でもある。

第2章 輸出促進税制と FSC, ETI

第1節 FSC, IC-DISC の定義と目的

【FSC, IC-DISC とは】 前述したように 1970 年代に入るとアメリカの貿易構造はつとにその不安定性を増大し、後半期以後、貿易赤字は構造的に定着し日本を始め各国との貿易摩擦が激しさを増した。そうした中で、1971 年税制改正法 (*Revenue Act of 1971*, 72 年 1 月 1 日発効) は内国輸出法人制度いわゆる DISC を新設、税制上の輸出優遇政策を導入した。

DISC は合衆国で生産された製品、栽培された産物の輸出によって所得を得る内国法人で、その輸出所得分が合衆国税の繰延べを認められる輸出促進税制である。DISC は所得税を払わず、その株主が配当を受けた時点もしくはそうみなされた時点で配当所得税を支払う(配当段階課税)、ペーパー・カンパニーである。DISC 制度の下では、(1) 輸出純所得(合算課税所得)の半分は DISC に、半分は親会社に配賦できる(2) 未分配所得の半分は課税が繰延べられる(1984 年に DISC が廃止された時 DISC 所得のすべての繰延税額はそのままとなった)、(3) 法人税率 48%の時の輸出利益については 36%の軽減税率が適用される。輸出所得の半分は 48%、DISC 所得の 25%は親会社に分配されたと見なされ 48%税率が課され、未分配 DISC 所得は課税されず、全体として輸出優遇税制が付与される $0.5 \times 0.48 + (0.25 \times 0.48) + (0.25 \times 0.0) = 0.36$ 。DISC 所得は国外源泉と見なされるが、個別の所得バスケットでその他の所得の超過外国税額

控除には利用できない¹²⁾。

輸出補助金を禁止した GATT 原則の逸脱や実態のない関連企業との非アームス・レングス取引に対するメンバー国からの激しい批判によって IC-DISC を除き 1984 年税制改正法 (*Deficit Reduction Act of 1984*) で FSC を新設, その姿を代え, DISC は同年末をもって廃止された¹³⁾。

DISC に代わって新設された FSC は, (1) 合衆国企業を親会社とする, 適格諸国および適格属領 (プエルト・リコを除く) におかれた外国法人で¹⁴⁾, (2) その「外国貿易所得 foreign trade income」は合衆国における取引および事業と「有効に関連した effectively connected」ものとはみなされず, したがって (3) 合衆国所得税を免除されるもので, その対象は (4) FSC 外国貿易所得すなわち合衆国外での「適格輸出資産 qualified export assets」の販売もしくは賃貸など様々なタイプの輸出サービスの提供からする所得である。また, (5) 輸出資産の 50 パーセント以上が非合衆国製品であってはならず, 免税対象となるのは有体資産で, 石油・ガス及びその派生商品など特定製品はその適用外である, などの適格条件を必要とされた。

FSC は, ペーパー・カンパニーであった DISC と異なり最小限の国外施設をもたなければならず, FSC 登録により FSC 及び US 親企業の合算課税所得 (純輸出所得) の 15 パーセントが合衆国課税を免除される。輸出が委託販売でなく所有権が海外に移転する場合, 合算課税所得の 25%まで親企業の国外源泉所得と見なすことができ, 親会社が外国税額控除超過額を有する場合には FSC の利用によって, 15 パーセントは FSC 免税分, 25 パーセントは外国税額控除超過額の活用によって実行税率で最大 40 パーセントの合衆国課税を免除される。1986 年以後の法人税率が 34 パーセントだったことと比較すると, FSC を通じた合算課税所得の実行税率は 20 パーセント (60x 34 パーセント) となる。さらに 1988 年, 89 年には, IRS ルーリングと通達によって (IRS Revenue Ruling 88-73, Notice 89-10, 11) その促進が図られ, FSC 輸出に 50-50 パーセント・ソース・ルールが適用され 50 パーセントを国外源泉所得に配賦できる, 親会社が外国税額控除超過額を有さない場合にも 15 パーセントの課税免除が得られ, その場合の実効税率は 29 パーセント (75x 34 パーセント) となった¹⁵⁾。多くの場合, 合衆国親会社は FSC

12) 文献 (7), pp. 193-94.

13) これ以外にも small FSC と呼ばれる売上高 500 万ドル以下の小規模 FSC も新設された。

14) 2000 年時点での適格国・地域 (IRC927 (e) (3) (A) or (B) に定める情報交換国) は以下の通り: オーストラリア, オーストリア, バルバドス, ベルギー, バミューダ, カナダ, コスタリカ, キプロス, デンマーク, ドミニカ, ドミニカ共和国, エジプト, フィンランド, フランス, ドイツ, グレナダ, ホンジュラス, アイスランド, アイルランド, ジャマイカ, マルタ, マーシャル諸島, メキシコ, モロッコ, オランダ, ニュー・ゼーランド, ノルウェー, パキスタン, フィリピン, セント・ルシア, 韓国, スウェーデン, トリニダード・トバゴ。また適格 US 属領は以下の通り: アメリカ領サモア, グアム, 北マリアナ諸島のコモンウェルスおよびアメリカ領バーズン諸島。属領法人規定の対象であるプエルト・リコは別途, 外国税額控除に関する優遇税制をもち, アメリカ製造業企業とくに製薬企業などの拠点ともなっており, ここには含まれない。

15) 文献 (7), pp. 193-94.

に手数料を支払って、輸出を委託する関係にあり、免税措置を伴う FSC の所得は粗利益もしくはこの手数料収入から必要経費を差引いたものとなる。

84年改革法で残された IC-DISC は、小規模輸出業者に輸出インセンティブを与えるもので、内国法人で総所得の少なくとも 95% が「適格輸出売上げ qualified export receipts」1000 万ドル以下で、かつ総資産の少なくとも 95% が「適格輸出資産 qualified export assets」を構成する場合に適用される。IC-DISC 所得は原則免税される。しかし、株主(通常親会社)に対しては繰延べ所得に対する利子課税と現実配当及び繰延べが認められない IC-DISC 課税所得すなわちみなし配当に対する税が課せられる¹⁶⁾。適格輸出所得とは適格輸出資産の販売および他の輸出関連による総所得をいい、適格輸出資産は輸出資産および輸出関連資産を指す。

1992 年における FSC の親会社の 20 パーセントが総資産 250 億ドル以上の企業、およそ 3 分の 2 の親会社は総資産 50 億ドル以上であるのに対し、1991 年における IC-DISC のそれは 77 パーセントが 5 億ドル以下、250 億ドル以上の企業は 1 パーセントに過ぎなかった¹⁷⁾。

【FSC, IC-DISC 免税】 DISC が内国法人であったのに対し、FSC は主にアメリカ合衆国属領である米領バージン諸島、グアムやバルバドスなどにおかれた米系企業の子会社 = 外国法人で、GATT による DISC に対する輸出補助金批判に対し外国法人とすることで、国際ルールが認める国外源泉所得に対する免税措置(属地主義)でこれをかわそうとするものであった。居住地主義をとる合衆国からすれば通常、外国貿易所得は国内に恒久的設備(PE)を有する事業体の活動に有効に関連した合衆国源泉所得として扱われるが、FSC の免税対象「外国貿易所得」を税法上合衆国との「非有効関連」外国源泉所得とすることによって論理的整合性をもたせようとするものである。しかし、すでに見たようにこうした論理に少なからず無理があることは明らかである。

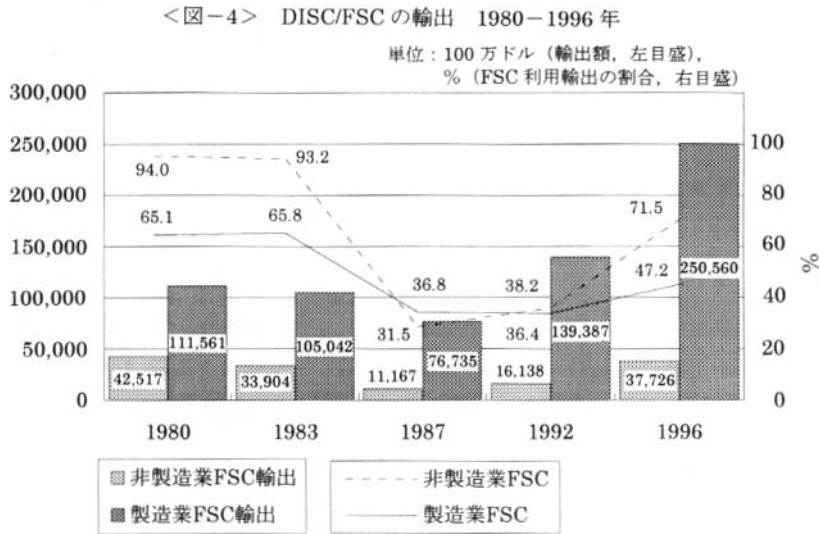
同時に多くの場合、外国法人たる FSC が属領を中心とするタックス・ヘイヴンに置かれることによって、実質的に外国税をも免れることにもなり、このことが WTO のいう「補助金」としての性格を強く有する原因ともなった。

DISC からの移行にともなって小規模業者による small FSC や IC-DISC の利用が減少したのとは反対に、FSC の利用者数(所得申告件数)は 1987 年の 3109 件から 2000 年には 4927 件へととりわけ 80 年代後半期に著しい増加を示し、その貿易額は 90 年代には激増を示した(< 図 - 4 > 参照)¹⁸⁾。ここではまず、その構造的特質を見ておこう。

16) 繰延べが認められない所得は、適格輸出売上げ(1000 万ドル)を超過する課税所得、資産の販売もしくは交換による利益、兵器の販売あるいは交換もしくは国際ボイコット所得が IC-DISC 課税所得の過半となる場合、不法な賄賂、キック・バック、及び結果的に製造業者の借入れとなる対外投資である。

17) 文献(18), p.156.

18) それには外国税額控除制度の大幅な改定をともなった 1986 年税制改革の影響があり、外国税額控除と FSC (次頁に続く)



出所) 文献(3), p.61.

注) 年度によっては統計が分離されていないため IC-DISC を含んだ数値。

FSC の外国貿易所得は、合衆国外での「輸出資産」の販売もしくはリースなどの取引から生ずる所得で、免税対象所得は親子会社間の価格算定方式と親会社の事業体の種類によって異なってくる。通常、輸出資産が関連会社から FSC に販売される形をとる場合には、FSC と関連会社の間での課税所得の配分は IRC482 条ルール (移転価格算定方式) もしくは FSC ルールが定めるふたつの算定方法のうちの一つで行われる。前者による場合の FSC の免税対象外国貿易所得は総外国貿易所得の原則 30 パーセント、後者による場合には原則 60 パーセントである。

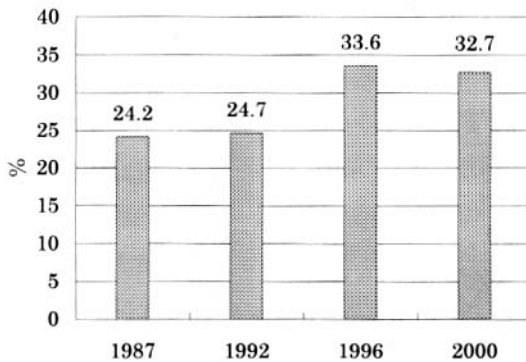
FSC は株主への配当を必要とされないし、みなされることもない。合衆国法人は原則として外国貿易所得から発生した FSC からの配当に、482 条による非免税対象所得分を除き 100 パーセント受取配当控除を認められる。逆に、FSC に外国株主がいる場合、その株主配当は合衆国源泉所得とみなされて課税対象となる。

第 2 節 FSC, IC-DISC の実態

【FSC, IC-DISC の実態】 <図-5> は、1987~2000 年の合衆国輸出に占める FSC 輸出の割合を示している。最近では財・サービスの全合衆国輸出に占める割合がほぼ 3 分の 1 を占めており、例えば 2000 年についていえば合衆国の輸出総額が 1 兆 657 億ドルであったから実にその 32.7 パーセント、3485 億ドルもが FSC を通じた輸出であった。

という租税政策上の 2 大輸出関連税制の関連を考察した興味深い文献に文献 (3) がある。

<図-5> US輸出に占めるFSC輸出の割合



出所) 文献(24), p.61.

注) 2000年度は筆者が追加している。

こうした結果, 1987年には, FSCの総輸出売上高, 外国貿易所得はそれぞれ 843 億ドル, 203 億ドルで, 純免税対象所得額が 21 億ドル, 92年にそれらはそれぞれ 1523 億ドル, 152 億ドル, 41 億ドルへと著しく増大し¹⁹⁾ 最近の数値が得られる 2000年には総輸出売上高は 3490 億ドル, 外国貿易所得は 436 億ドルとなり, 純免税所得額は 120 億ドルの巨額に上った (<表-1> 参照)。

<表-1> FSCの所得構造(1) 1996/2000年度

単位: 件数, 1000ドル

	申告件数	総資産	総輸出売上高 (FSC・関連供給会社)	外国貿易所得		純免税所得		総配当額
				管理価格法	非管理価格法	管理価格法	非管理価格法	
1996	4,363	26,798,911	285,902,491	31,344,338	1,295,859	8,360,784	135,496	10,185,606
2000	4,200	47,746,635	348,971,178	42,034,878	1,585,132	11,833,788	199,614	14,660,743

出所) 1996: 文献(1), 2000年: 文献(11)より筆者作成。

<表-2> FSCの所得構造(2) 国別 2000年

単位: 件数, 1000ドル

	申告件数	総資産	総輸出売上高 (FSC・関連供給会社)	外国貿易所得		純免税所得		総配当額
				管理価格法	非管理価格法	管理価格法	非管理価格法	
全世界	4,200	47,746,635	348,971,178	42,034,878	1,585,132	11,833,788	199,614	14,660,743
バルバドス	1,468	18,128,340	166,281,693	22,989,272	593,986	6,097,985	77,511	6,520,879
バミューダ	207	10,521,866	6,031,968	551,677	630,768	264,689	78,794	720,722
グアム	165	1,920,578	64,682,611	3,023,204	78,499	1,271,999	3,051	1,312,740
ジャマイカ	85	1,469,082	5,608,263	1,032,994	—	230,906	—	236,035
オランダ	21	1,925,301	15,284,921	3,143,449	—	899,847	—	1,838,668
USバージン諸島	2,174	13,099,617	85,295,598	10,908,129	261,634	2,946,099	37,536	3,840,333
その他	76	422,084	5,725,195	385,165	17,006	121,656	1,902	190,262

出所) 文献(11), pp.93-94より筆者作成。

19) 文献(18), p.154, 参照。

<表 - 3> FSC の所得構造 (3) 産業別 2000 年度

単位:件数, 1000 ドル

	申告件数	総資産	総輸出売上高 (FSC・関連供給会社)	外国貿易所得		純免税所得		総配当額
				管理価格法	非管理価格法	管理価格法	非管理価格法	
全製品・産業	4,200	47,746,635	348,971,178	42,034,878	1,585,132	11,833,788	199,614	14,660,743
非製品・サービス取引	474	9,931,948	36,964,954	3,374,731	740,369	773,332	85,564	2,166,560
作物 (穀類・大豆・綿を除く)	57	596,106	22,382,507	825,115	—	297,438	—	157,955
コンピュータ・ソフト	119	916,888	2,811,033	1,178,325	14,636	165,401	1,749	351,068
リース (航空機を除く)	104	6,501,265	1,078,506	261,230	615,503	30,401	74,282	221,620
工業製品	3,684	37,743,784	311,650,281	38,647,173	830,663	11,052,166	112,558	12,489,457
食料・飲料	149	426,410	9,305,027	1,048,665	4,866	240,004	1,102	401,912
紙・紙製品	49	405,137	15,658,012	831,223	—	355,270	—	555,197
化学・化学製品	332	5,693,082	34,220,874	4,640,763	8,899	1,499,980	1,339	1,977,021
加工金属	265	486,651	7,896,505	658,000	43,710	202,926	8,775	206,445
機械 (電気を除く)	723	1,956,558	26,405,039	2,501,341	7,764	711,446	1,653	767,929
電気機械	770	6,333,133	77,600,202	17,168,723	25,448	3,684,688	3,074	4,463,766
輸送設備	468	12,883,158	87,832,119	5,537,339	713,932	2,443,612	94,530	2,215,404
科学専門機器	232	7,308,844	19,806,107	2,547,032	—	760,817	—	753,822
その他製品	696	2,250,811	17,203,576	3,714,087	—	1,153,423	—	1,147,961
その他サービス	42	70,903	355,934	12,975	14,100	8,290	1,491	4,726

出所) *Ibid.*, pp.83-90.より筆者作成。

こうした実態を表によりながらももう少し詳しく見てみよう。<表 1~3> は 2000 年度における FSC の所得構造をあらわしている。これらの表から主な特徴を列挙しておこう。

第 1 に、2000 年度の申告件数は 4200 件で、対 96 年比で 6 パーセント減少したが、その総資産は 477 億ドル、総輸出売上高は 3490 億ドル、外国貿易所得 436 億ドル、純免税所得 120 億ドル、親会社への総配当額 (みなし配当額を含む) は 147 億ドルに達した。また、地域別には、バルバドス、バミューダ、グアム、ジャマイカ、オランダ、US パージン諸島の 6 カ国・地域・属領がいずれの項目でもほとんどすべてを占め、FSC がタックス・ヘイヴンを利用した輸出エンティティであり、こうした輸出が合衆国全体の 3 分の 1 に達するのはそれ自体驚くべき事実である。

第 2 に、免税対象となるのは「合衆国で製造された製品とサービス」であり、全 FSC の 88% は企業による財輸出で²⁰⁾、製品輸出では 4 大産業すなわち輸送機械の 878 億ドル、電気機械の 776 億ドル、化学・同製品の 342 億ドル、機械 (電気を除く) の 264 億ドルで全体の 69.3 パーセント

20) 文献 (11), p.74.

ントを占める。非製品・サービス分野は、申告件数でも全体のわずか 11.3 パーセントに過ぎないが、製造業と同様の協同組合の輸出に対する税制上の優遇措置が認められていることから綿、穀類、大豆などの作物が輸出高ではその 60.5 パーセント、224 億ドルを占めている。なお、FSC は所有権の移転を伴う「売買 FSC (buy-sell FSC)」と手数料のみで委託を受ける「コミッション FSC (commission FSC)」とに分かれるが、全体の 76.0 パーセント、製品輸出の 78.0 パーセントがコミッション FSC で、「企業内委託輸出業者」としての性格をよく表している。

第 3 に、FSC と関連供給事業者の総輸出売上高が、1996 年の 2859 億ドルから 3490 億ドルに増加する中で、総所得 436 億ドルを得たが、このうち 160 億ドル、36.5 パーセントが非免税所得、279 億ドル、73.5 パーセントが通常の場合課税に服さない免税所得となった。非免税所得に対する総控除配賦額が 91 億ドルで、結局その他の調整を含め合衆国課税ベースは 67 億ドル、合衆国税額は 23 億ドルであった²¹⁾。

免税所得の計算に当たって FSC は、まず FSC と親会社との間で売上げを配賦する企業内価格の方法、すなわち管理価格法か非管理価格法かを選ばなくてはならない²²⁾。この価格法の適用と親会社が法人か否かによって免税対象所得の比率が異なってくる。2000 年では 279 億ドルの免税所得に対して 160 億ドルが控除されるので、純免税所得は 120 億ドルとなり、これは

<表 - 4> FSC の純免税所得、2000 年度

単位：100 万ドル

	合計	外国貿易所得		非外国貿易所得
		管理価格法	非管理価格法	
総所得	43,873	42,035	1,585	253
非免税所得	15,951	14,588	1,110	253
免税所得	27,922	27,447	475	—
免税所得配賦控除	16,045	15,768	277	—
純免税所得	12,034	11,834	200	—

出所) *Ibid.*, 74.

注) 四捨五入のため項目合計は合計欄と一致しない。

21) *Ibid.* pp.74-77. なお、両者では申告書の欄の記入、すなわち外国貿易所得の算定方式が異なる。

22) FSC と関連事業者との間の所得の配賦に当たっては、納税者は次の 5 つの価格法のいずれかを選択しなければならない。(1) 1.83 パーセント法 (通常、FSC の所得は FSC 総輸出売上高の 1.83% を超えない)、(2) 合算課税所得の 23 パーセント法 (通常、FSC 所得は FSC と関連供給事業者の合算課税所得の 23 パーセントを超えない)、(3) 限界コスト法 (一般に特定品目もしくは品目群の直接的生産コストのみが FSC とその関連供給事業者の合算課税所得の計算に用いられる)、(4) 482 条法 = アームス・レンクス法、(5) 非関連業者との配賦 = アームス・レンクス法。このうち (1)、(2)、(3) が管理価格法 (administrative price rule) で IRS の指示に従って配賦するものであるが、関連事業者がこれを選択しない場合には (4) の非管理価格法による。FSC は通常、製品、製品群によって両者を使い分けるが、2000 年の申告では 4200 件中 50%、2119 件が 23 パーセント法を採用し、大規模 FSC の総輸出高の 70 パーセントを占める 609 件、15 パーセントが (1)、(2)、(3) のすべてを採用した。*Ibid.* なお、2000 年の ETI 法では、その簡素化が計られた。文献 (23), p.14., 参照。

総所得の 27%に当たった。この免税所得の割合でも工業製品貿易が圧倒的で全体の 92.7 パーセントを占め、4 大工業製品は全体の 70.1 パーセント、工業製品の 75.6 パーセントを占めた。FSC が本来的に国際競争力強化政策の一環として導入された特徴をよくあらわしている (<表 - 4> 参照)。

最後に、2000 年の対親会社配当は 147 億ドル、その大半 128 億ドルは現金であった²³⁾。この親会社配当には過年度の収益分も含まれることもあり、原則として外国貿易所得に起因する限り 100%受取り配当控除の対象となる。この点では所在国の多くが属領であり、タックス・ヘイヴン配当所得に対するサブ・パート F 規制も免れるもので、配当課税を原則とした DISC 以上に複雑ではあるが、二重の税優遇措置をともなった制度ということができる。

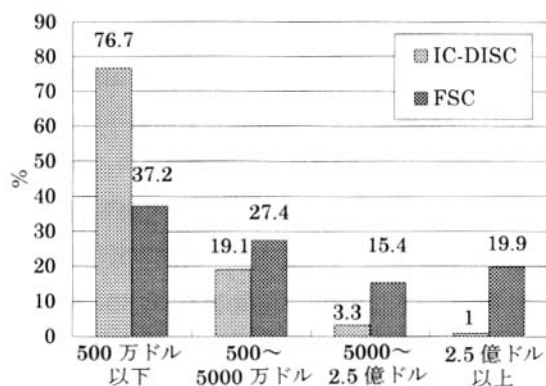
<表 - 5> IC-DISC の所得構造 1985-1991 年度

単位:件数, 1000 ドル

	申告書件数	総輸出売上高	課税所得	総見なし配当額	総実配当額
1985	1,383	2,809,924	171,980	25,818	369,990
1986	1,443	3,323,468	219,587	38,426	99,826
1987	1,185	3,622,605	258,130	48,886	92,858
1991	980	3,493,513	222,340	54,004	143,670
1996	773	4,556,409	320,841	165,679	321,903
2000	727	4,670,909	341,731	191,121	395,070

出所) 文献(2)(12)より作成。

<図-6> IC-DISCとFSCの資産規模比較 1991/92年



出所) 文献(18), p.156.

注) IC-DISC : 1991年, FSC : 1992年

次に IC-DISC の動向とその特徴を簡単に見ておこう (<表 - 5>, <図 - 6> 参照)。IC-DISC については申告数が減少する中で総輸出額は、85 年の 28 億ドルから 91 年 35 億ドル、96 年 46 億ドル、2000 年 47 億ドルへと増加した。2000 年の IC-DISC 課税所得は 3.4 億ドルで、91 年比では 53.6 パーセントの増大だった。

また、IC-DISC と FSC との 91 / 92 年の資産規模別比較から明確なように前者の 76.7 パーセントが資

23) 文献 (11), p.74.

産規模 500 万ドル以下の企業であり、これに対し FSC は資産規模 2.5 億ドル以上の巨大企業が 19.9 パーセントを占め、5000 万ドル以上では全体の 35.3 パーセントを占めることがわかる。

【『2003 年議会報告書』と FSC】 2003 年の議会報告書は、財務省・IRS(内国歳入庁, Internal Revenue Service) が発表する FSC 統計を別にすれば、議会在始めて本格的に FSC とその実態の解明に取り組んだ報告書となった。同時に、従来から国際競争力の強化と税制との関連が議論される中で²⁴⁾、本報告書はそれ自体として問題を正面から取り上げ、それだけに米国の国際的政策的立場を正面から論じた貴重な文献となっている。

同報告書の FSC 分析は、主にふたつの目的から行われている。そのひとつは国際競争力強化の視点からすなわち輸出促進効果の分析であり、他のひとつは国際的ファイナンス、換言すれば海外子会社による配当償還の実態と役割についての考察である。

第 1 の点について報告書は、「合衆国法人の利益に占める FSC 利益が過去数年間上昇傾向にあるものの、依然 1.5 パーセントに満たない」が、すでに見たように(<図 - 5>)「財及びサービスの販売(輸出)は合衆国輸出の相当割合(ほぼ 3 分の 1)を占める」として、その役割とりわけ製造業製品輸出に果たした役割のほどを認めている²⁵⁾。

しかし、他方では、WTO の批判に対して、「合衆国多国籍企業が引き起す国際競争力、複合化及びその他の問題は、現行制度の枠組みの中で、多くの変更によって十分処理されるものである」としながらも、「ドル価額からすれば FSC 及び ETI 制度から便益を受ける一次企業とその活動は合衆国全体の貿易の流れの相対的に小さな一部に過ぎない」²⁶⁾ともいう。一見矛盾したこうした報告書の表現には、膨大な貿易赤字を抱え、国際競争力強化の必要と国際的批判に喘ぐ合衆国自身の呻吟を見るごとくである。

FSC 輸出を合衆国輸出に含めて論ずるこうした立場は、すでに指摘したように、一方で国民所得計算上は直接国内源泉所得としながら、他方で FSC 外国貿易所得を免税対象国外源泉所得とするという矛盾に満ちたものでもあり、米国自身が展開してきた属地主義諸国への批判を自ら被ることにもなりうる。

むしろ報告は、第 2 の点に力点をおき、FSC ベネフィットを分析している。<表 - 6>は、1999 年に FSC 配当を申告した 1886 法人を最低額配当グループから最高額配当グループまで 10 分類、各 188 社毎にその配当額、課税所得、資産、売上高の平均値を表している。また、<表 - 7>は、同年における FSC 配当企業の配当申告企業数、平均配当額、総配当額とその比率などを産業別及び主要製造業別に示している。

24) 例えば文献(22)を参照のこと。

25) 文献(24), p.59.

26) 文献(25), pp.8-9. なお、報告は多くの議論について賛否両論を紹介しており、矛盾した見解が見られるのはむしろ当然であるが、それ自身が合衆国の立場をよくあらわしているというべきである。

<表 - 6> FSC 配当報告企業の所得と資産 1999 年度

単位：188 社 × 10 分類，製造業は 143 社，1000 ドル

FSC10 分類 (各 188 社)	平均 FSC 配当		対総 FSC 配当比率		平均課税所得		平均資産		平均売上高	
	製造業	(%)	製造業		製造業		製造業		製造業	
最低 10%	25	29	0.03	0.04	4,297	4,192	154,861	51,640	65,336	64,461
11-20%	66	76	0.09	0.08	2,258	2,522	1,000,279	82,747	64,793	78,378
21-30%	124	151	0.17	0.18	5,388	6,206	91,434	109,784	107,238	114,843
31-40%	231	270	0.32	0.32	13,755	6,234	204,210	105,024	267,977	120,099
41-50%	361	390	0.49	0.46	9,564	8,311	163,106	146,073	167,581	143,072
51-60%	545	616	0.75	0.72	21,155	12,680	587,752	374,127	270,579	250,463
61-70%	980	1,089	1.35	1.28	81,294	60,325	1,495,840	762,213	904,679	647,588
71-80%	1,980	2,247	2.72	2.63	97,506	57,707	7,344,215	1,751,720	1,254,670	1,123,782
81-90%	5,035	5,540	6.94	6.52	171,370	165,002	4,143,671	2,911,985	2,130,158	1,726,259
最大 10%	63,564	75,160	87.14	87.78	716,194	687,862	31,133,400	21,892,107	9,274,154	10,191,067
FSC10 分類 (各 188 社)	平均減価償却費		平均研究費		平均ロイヤルティ収入		平均外国税額控除		平均非 FSC	
	製造業	控除請求額	製造業		製造業		請求額	製造業	外国配当額	製造業
最低 10%	4,505	2,151		75	397	604	48	26	33	19
11-20%	3,648	3,588	75	35	125	51	231	45	4,519	199
21-30%	3,704	4,659	62	72	229	372	125	223	185	321
31-40%	7,227	4,049	95	67	2,698	363	124	38	278	91
41-50%	4,270	4,131	78	54	936	763	160	110	138	153
51-60%	13,172	8,750	161	121	4,081	1,950	1,912	178	1,616	418
61-70%	44,758	27,788	393	435	10,579	10,697	5,620	6,878	12,005	14,825
71-80%	44,697	44,935	780	814	16,454	18,831	10,307	4,881	6,209	5,385
81-90%	74,333	74,192	1,112	1,269	19,583	18,838	12,567	13,851	32,993	39,911
最大 10%	639,211	607,354	10,505	12,718	191,518	214,173	83,609	92,390	70,226	85,778

出所) 文献 (24), pp.62-75.

これらの表から伺える特長は，なによりも最大配当を受取った 188 社のみで総 FSC 配当額の大宗 87.1 パーセントを占め，課税所得，資産，売上高の平均値においてもその規模において他を圧倒していることである。また，とりわけ申告企業の 75.6 パーセント，総配当額の 88.6 パーセントを占める製造業における最大企業グループ 143 社は 製造業 FSC 配当額の 87.8 パーセントを占め，その平均課税所得は 6879 億ドル，平均資産は 219 億ドル，平均売上高は 1019 億ドルに及んだ。製造業の中でもとりわけ輸送設備 (32.3 パーセント)，コンピュータ及び電子製品 (25.7 パーセント)，化学 (14.1 パーセント) の 3 業種の FSC 配当のみで製造業全体の 71.9 パーセント，FSC 配当全体の 63.7 パーセントを占めた。結局，こうした数値は，FSC レジームが大規模企業，多国籍企業によって何よりも活用されてきた実態を示している。

<表 - 6> はまた，10 グループ分類での同じく FSC 報告企業の平均減価償却費，平均研究費

控除請求額, 平均ロイヤルティ収入, 平均外国税額控除請求額, 平均非 FSC 外国配当額をそれぞれ示している。

<表-7> FSCの配当 産業別 1999年度

	FSC 配当 非請求企業数	同比率 %	FSC 配当 請求企業数	同比率	平均 FSC 配当額 100 万ドル	総 FSC 配当額 100 万ドル	総 FSC 配当額 の比率 %
製造業	296,288	6.0	1,426	75.6	8.52	12156.15	88.6
輸送設備	10,708	3.6	81	5.7	48.30	3912.47	32.2
コンピュータ& 電子製品	15,437	5.2	288	20.2	10.87	3129.52	25.7
化学	10,380	3.5	130	9.1	13.08	1699.80	14.0
機械	25,936	8.8	196	13.7	5.20	1018.24	8.4
情報	107,573	2.2	55	2.9	13.58	746.81	5.4
専門的科学的 技術的サービス	657,099	13.3	54	2.9	3.32	179.17	1.3
抽出産業	30,829	0.6	20	1.1	7.46	149.18	1.1
卸売業	349,684	7.1	190	10.1	0.71	135.66	1.0
小売業	596,339	12.1	19	1.0	5.87	111.47	0.8
持株会社	43,223	0.9	23	1.2	3.16	72.62	0.5
金融及び保険	217,766	4.4	14	0.7	4.92	68.92	0.5
農林水産狩猟	141,645	2.9	33	1.7	0.91	30.12	0.2
建設	580,278	11.8	24	1.3	0.25	5.93	0.0
その他	1,913,294	39.0	28	2.0	--	58.00	1.0
合計	4,934,018	100.0	1,886	100.0	7.27	13713.70	100.0

出所) *Ibid.*, pp.63, 65より筆者作成。

注) 1) その他欄については原表で非開示となっているものをすべて含めた。

2) 製造業主要業種の比率は製造業全体を 100%とした場合のもの。

<表-8> FSC 配当報告企業と非報告企業の比較 資産規模別 1999年度

単位: 件数, 1000 ドル

総資産 規模別	企業数		平均減価償却		平均 FSC 配当額	平均研究費控除額 (製造業)		平均ロイヤルティ収入 (製造業)		平均外国税額控除 請求額	
	非報告企業	報告企業	非報告企業	報告企業		非報告企業	報告企業	非報告企業	報告企業	非報告企業	報告企業
ゼロ・無視 可能範囲	11,665	n.d.	263	n.d.	n.d.	4	n.d.	64	n.d.	99	n.d.
\$1-100 万 未満	213,029	n.d.	16	n.d.	n.d.	0	n.d.	0	n.d.	0	n.d.
\$100-1000 万未満	57,941	195	168	265	179	2	12	1	2	0	0
\$1000-5000 万 未満	9,881	349	996	1,113	288	15	30	23	47	4	12
\$500 万-2.5 億 未満	2,721	323	4,591	5,292	926	64	129	301	557	60	205
\$2.5-10 億 未満	710	234	19,811	19,007	2,619	285	408	1,904	2,819	522	1,340
\$10 億以上	341	287	137,571	363,819	38,592	3,057	7,220	88,858	129,051	21,697	57,404
全企業	296,288	1,426	336	77,899	8,526	6	1,561	6	26,576	31	11,826

出所) *Ibid.*, pp.69, 72, 73, 76.

注) n.d.: 納税者保護のため非開示。

平均減価償却費について言えば、最大規模 188 社が 6 億 3921 万ドルとそれ以下の規模の企業を圧倒する中で、資産規模 10 億ドル以上の FSC ベネフィット請求企業 287 社のそれ 3 億 6382 万ドルは、非請求企業 341 社のそれ 1 億 3757 万ドルの 3 倍に及ぶ (<表 - 8> 参照)。

企業の無体資産競争力を表す平均研究費控除請求額と平均ロイヤルティ収入について言えば他の項目同様最大 10 パーセント企業がそれ以下を圧倒する中で、FSC ベネフィット受益企業は非受益企業を大きく上回る便益を享受していることが分かる。資産規模 10 億ドル以上の FSC ベネフィット請求企業の平均研究費控除請求額は 722 万ドル、ベネフィット非請求企業のそれぞれ 306 万ドルで 2.3 倍、平均ロイヤルティ収入は 1 億 2905 万ドルで非請求企業の 8886 万ドルの 1.5 倍となっている。こうした数値は財輸出に限らず特許や情報など無体資産に対する支配力に依存する比率の高い今日の大企業とりわけ製造業多国籍企業の傾向をよくあらわしている。

また、子会社網の世界大での展開をもっとも端的に表す平均外国税額控除請求額についても同比率が 2.6 倍と同様の傾向を看破することができ、これらの特徴から FSC 配当企業が同時に世界大で展開する、先端技術部門での無体資産優位を特徴とする、大規模製造業企業であることが極めて明瞭に見て取れる。

第 3 節 FSC の廃止と ETI (域外所得免税) 制度

【国際的 FSC 批判と WTO】 入れ替わり立ち現れる輸出促進税制は、今日ではいわゆる「双子の赤字」に呻吟し、他方で世界最大の多国籍企業社会であるアメリカそれ自身の最も象徴的矛盾の具現形態でもあった。1971 年の DISC の登場以来、ヨーロッパ各国をはじめそれは常に激しい国際的批判に曝されてきた。2000 年に FSC は、OECD 租税委員会による「有害な税の競争」のリストにも挙げられた²⁷⁾。

長期の議論を経て 81 年 DISC が最終的に輸出補助金を禁止した GATT 原則に違反するとの裁定を受け、合衆国政府はこれを容認しないながらも 1984 年法でその廃止と FSC、IC-DISC への変更を決定した。EU は 1998 年、FSC をやはり WTO の輸出補助金に当たるとして提訴し、2000 年 2 月 WTO 上級委員会 (Appellate Body) は最終的に「クロ裁定」を下した。

こうした動向に対して、合衆国議会は 2000 年 11 月、FSC を廃止し、ETI (域外所得免税制度) を新設、輸出優遇税制の実質的な継続を図った。EU はこれを直ちに WTO に提訴、それまでの長い国際的議論もあり、2001 年 8 月同上級委員会がふたたびその「クロ裁定」を下すと、翌年 8 月 WTO 仲裁パネル (紛争処理小委員会、arbitration panel) は EU に対し 40.4 億ドル分の報復関税の導入を認可する裁定を下し、EU は 2004 年当初 5 パーセントから始まり毎月 1 パー

27) 文献 (21) 参照。

セントずつ増加させる報復関税を実施した。結局報復関税が12パーセントに達した同年10月、合衆国議会・政府はその廃止を決定し、国内減税でこれに対処するところとなったのは記憶に新しい。<表-9>はこうした経緯を表している。

<表-9> FSC・ETIを巡る国際紛争 1971~2004年

1971	DISC(内国輸出法人)設置(72/1/1 発効) (<i>Revenue Act of 1971</i>) 1972/GATT 違反(輸出補助金)で各国の批判と提訴
1976	GATT 紛争処理パネル:両者の主張認め議論継続
1981/12	GATT 上級委員会:DISC 実質的違反裁定 (<i>1981 Understanding</i>)
1984/12	DISC 廃止・FSC, IC-DISC 設置 (<i>Deficit Reduction Act of 1984</i>)
1998/9	EU:WTO 違反(輸出補助金)で FSC を提訴
1999/6	WTO 紛争処理パネル:EU 支持裁定, 2000 年 10 月までに廃止勧告
2000/2	WTO 上級委員会:パネル裁定支持
2000/11	FSC 廃止(01/12/31 までは過渡措置), ETI 創設 EU 直ちに WTO に提訴 (<i>FSC Repeal and Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000</i>)
2001/8	WTO 紛争処理パネル:ETI の輸出補助金認定
2002/1	WTO 上級委員会:ETI も輸出補助金認定
2002/8	WTO 紛争処理パネル:EU に史上最高 40.4 億ドルの報復関税認可
2002/9	EU:報復対象リスト 120 億ドル相当分公表
2003/3	WTO 紛争処理パネル:最終的に制裁措置発動を承認(40 億ドル, 1600 品目)
2004/3	EU:報復関税発動(40.4 億ドル相当分, 当初 5%から毎月 1%増)
2004/7,10	FSC 廃止法案, 米上下両院で可決 '04/10:EU 報復関税停止へ

出所)各種文献,新聞報道等から作成。

1981年のDISCに関する「GATT理事会解釈」の要点は,(1)GATT署名国は,その領土外の経済過程で生ずる輸出所得に対する課税を求められない,(2)輸出企業と関連外国購入事業者の取引の算定には「アームス・レングス」(arm's length)移転価格原則が適用されるべきである,(3)GATTは国外源泉所得に対する二重課税防止手段の採用を禁じていない,にあった²⁸⁾。合衆国政府は結局,こうしたGATTルールの解釈を考慮し,裁定を認めないまま,DISCを廃止し,FSCを新設した。

一連の輸出促進税制に対する合衆国の主張の中心は次の諸点にあった。第1にこれら一連の輸出関連税制は二重課税防止制度であり,第2に全世界所得原則を採る国の企業は属地主義国の企業に対し輸出競争上不利になること,第3に合衆国の輸出促進税制のみをWTOが取り上げ,本来的に輸出インセンティブを有する属地主義課税制度を問題にしないのは加盟国の平等

28)文献(24),p.79.

な待遇を保証する WTO 原則に反する、というものだった²⁹⁾。

FSC は実質上、内国法人を外国法人に置き換え、税制上のインセンティブを与えることによって輸出促進を継続しようとするものであった。EU は、合衆国政府が FSC 規則に基づいて「その他の支払い義務 otherwise due」である税の徴収を差控えているのだから、それは補助金に当たり、こうした補助金は WTO が禁止する輸出付随措置であるがゆえに禁止されている、とした。EU はまた、とくに FSC 移転価格規則が「アームス・レングス」ではないこと、FSC 制度がタックス・ヘイヴンの活用を促進している点で FSC 制度が WTO 原則に違反するとも主張した³⁰⁾。

結局 DISC は 13 年、FSC は 14 年間にわたって機能し続けた。とりわけ貿易赤字が深刻となったこの間の優遇措置の効果のほどはすでに論じたところである。

【ETI と WTO ルールの抵触】 ETI は DISC、FSC などそれまでの納税主体の居住地を問題とするのではなく、WTO の原則とのハーモナイゼーションを掲げながら、所得そのものの種別化から「適格外国貿易所得」を免税対象とすることによって税制上の優遇措置を図ろうとするもので、法人形態にかかわらず、「適格外国貿易所得 qualifying foreign trade income」を控除対象とする点ではむしろ DISC に近く、その計算方式は FSC のそれを継承し、かつ簡素化している。

「合衆国税に関わる総所得は ETI を含まない。かかる ETI の所得控除は二重課税を防止する手段なのだから、かかる ETI に関連して支払われた所得税に対する外国税額控除は認められない。ETI は、それが『適格外国貿易所得』である程度に応じて所得控除が認められる。合衆国所得税は原則として、免税所得に関連した経費控除を認めていないから、適格外国貿易所得に配賦されるべきその他の控除対象経費はこれを認めない」³¹⁾。

すなわち ETI 制度の下では、「外国貿易総売上」に帰属する納税者の所得は「域外所得 extraterritorial income」として総所得からの控除が認められる。この所得は、「適格外国貿易所得」に応じて所得控除を認められるが、それは所得控除される場合に最大限、すなわち (1) 納税者が取引から得る外国貿易総売上高の 1.2 パーセント、(2) 納税者が取引から得る「外貿易所得 foreign trade income」の 15 パーセント、もしくは (3) 納税者が取引から得る「外国販売及びリース所得 foreign sale and leasing income」の 30 パーセント、のいずれかをもっとも

29) 議会や政府の表向きの議論とは別に、各種文献を見るにつけアメリカ国内にあっても一連の輸出促進税制が補助金に当たることはむしろほぼ一般的認識であったと思われる。例えばハインズなど典型的国際租税研究者もそうした立場から論じている。文献 (3) 参照。

30) 文献 (24), p.80.

31) 文献 (23), p.5.

大きい額だけ課税所得が圧縮されたときの総所得額である³²⁾。

EUの提訴を受け WTO 上級委員会は、幾つかの点でパネルの裁定を支持した。それは、ETI は、(1) その他の支払い義務である歳入の停止を含んでおり、従って一種の「金融的貢献」(すなわち補助金)に当たる、(2) 輸出付随措置としての補助金を構成する、(3) 国外源泉所得に対する二重課税の防止手段としては禁止されている輸出補助金の例外として扱うには適格ではない、(4) 合衆国源泉の製品と比べて輸入品に不利な取扱いをしないことを定めた合衆国の貿易義務 GATT 第3条の内国民待遇原則 と調和しない、(5) 以前に禁止されている輸出補助金に当たるとされた FSC 規則と多くの点で一致する、というものであった³³⁾。

議論の中心はまたしても、なによりもまずこうした税制が「輸出補助金」に当たるか否かであった。WTO は、ETI 規則が WTO の「補助金と対抗手段に関する協定 *the Agreement on Subsidies and Countermeasures* (SCM 協定) で定める補助金に当たるとした。この協定によって、政府による金融的貢献すなわち「その他の支払い義務の停止 = 歳入の停止」がある場合にはそれは補助金を意味し、優遇措置が与えられたものと見なされるのである。

第2に、上級委員会は、ETI が同じく SCM 協定が禁止している輸出付随措置としての補助金であるとのパネルの裁定も支持した。SCM 協定は、「法的にであれ現実にであれ、輸出に対する単一であれ幾つかの条件のひとつとしてであれ、付随的補助金」を禁止している。パネルは、ETI 規則は合衆国で生産された資産に関連した輸出に対する法的な付随的補助金を含んでいるとの裁定を下していた。

上級委員会は、ETI 規則は(1) 合衆国内で生産され、合衆国外での使用のために保有されている資産、(2) 合衆国外で生産され合衆国外での使用のために保有されている資産、のふたつの異なったタイプの資産の特定取引について所得控除 = 免税を認めている点が協定のこの条項に抵触するとした。その理由として ETI 規則の条文そのものがこうしたそれぞれ特定の状況を想定しており、合衆国内で生産された資産にのみ適用される特定国外源泉限度枠ルールと合衆国外で生産された資産にのみ適用されるルールの使い分けがあったことだった。

SCM 協定の下では、国外源泉所得に対する二重課税の防止手段の場合には輸出付随措置としての補助金も禁止されていない。いわゆる「フット・ノート 59 例外」、「Footnote 59」exception」。合衆国政府は、ETI 制度は「フット・ノート 59 例外」に適格であると主張したが、上級委員会は、この制度が二重課税の潜在的可能性のある国外源泉所得だけでなく、か

32) FSC における関連事業との所得の5つの配賦算定方式とりわけそのうちの管理価格方式が国際的合意であるアームス・レングス原則に反するとして批判されたため、ETI の算定に際しては適格外国貿易所得の算定に関する3方式の選択制とした。例示を含む適格外国貿易所得と経費のグロス・アップに関する計算方法については以下を参照のこと。Ibid., pp.11-15.

33) 以下文献(24), pp.82-85.

かる二重課税の恐れのない広範囲な合衆国源泉所得にも適用されるとの理由から、これを退けた。

第3に上級委員会の批判は、国外源泉所得の定義と「適格外国貿易所得」の取り扱いにも及んだ。WTO ルールの下では、各国は独自に国外源泉所得を定義することが認められなければならないとする一方、かかる所得は少なくとも外国で税負担の可能性を生み出す同じ程度に当該国との何らかの機能的関連がなくてはならない、としている。上級委員会は、ETI 制度の「外国経済過程に関する要件」はそうした関連を求めているが、これら取引で生じ、ETI 制度によって優遇されるすべての所得がこうした関連を有することを保証するには不十分である、とした。とくに委員会は、ETI 制度における「適格外国貿易所得」の3つの計算方法を検討し、そのうち「外国販売及びリース所得」に適用されるものだけが国外活動関連所得と国内活動関連所得を区別する配賦ルールを含んでいるが、定率公式法による他のふたつの方法は ETI 優遇措置を与える国外源泉所得と国内源泉所得を区別するには不十分であり、さらに「少額」納税者すなわち外国貿易総売上高が500万ドル以下の納税者の small ETI にはまったく適用されないこと、などを指摘している。

上級委員会はまた、ETI 制度が外国税額控除との選択制であり、合衆国が二重課税の防止のために ETI 制度を考案したとする見解は、これを信じがたいとして退けた。

第4に、ローカル・コンテンツ規制に関し上級委員会は、ETI 規則は、合衆国源泉の製品と比べて輸入品に不利な取り扱いをし、従って輸入品に対し差別的扱いを広範に禁じた GATT1994 に違反する、というパネルの裁定を追認した。ETI 規則は、合衆国外で製造された品目もしくはインプットされた直接労働に帰属する額が適格外国貿易資産の公正な市場価額の50パーセント未満であることを求めている。この国外コンテンツ規制は、ETI ベネフィットを求める納税者が国内のインプットにインセンティブをもつため、「輸入に対する差別措置」に当たることになる、とした。

こうした議論を経ながら、最終的に制裁措置、大規模な報復関税の導入が認められ、実行されるにいたったのは前述のとおりであり、ついに2004年10月米議会、政府はその廃止を決定せざるを得なくなった。「双子の赤字」下の輸出促進税制は、世界最大の貿易国であり、GATT・WTO 体制の下で工業製品貿易の相互浸透を土台に世界史にまれに見る高度成長を享受した自由貿易の「旗手」アメリカが直面し迷走し続けたもっとも象徴的問題でもあった。

お わ り に

本稿ではこれまで、合衆国国際収支問題を概括しながらこれを前提に、DISC、FSC、ETI と続くその輸出促進税制の意義と実態について論じてきた。

これまで、多くの議論は WTO を中心としたルールの適用を巡るものがほとんどであったが、

その国際的批判の背景には世界最大の多国籍企業国家、貿易国家アメリカの経済的実態があり、とりわけ FSC 貿易の実態は必ずしも市井に周知されてきたとは言いがたい。その意味で、こうした大規模大陸国家が一見露骨な自国産業保護、輸出促進政策に依拠して対外的によって立つその姿の一端を見ることができた。

とりわけ、中国という大陸国家・大規模貿易国家の登場で戦後のアジアの経済成長を支えてきた国際的マトリックスが大きく変化しつつあるとき、こうした呻吟は果たして合衆国だけのものとは言いがたく、とりわけ貿易立国として国際競争力に大きく依存してきたわが国の明日の苦悩を見る思いでもある。

<参考文献>

- (1) Belmonte, Cynthia, Foreign Sales Corporations, 1996, *SOI Bulletin*, Spring 2000.
- (2) Do, Interest-Charge Domestic International Sales Corporations, 1996, *SOI Bulletin*, Fall, 2000.
- (3) Desai, Mihir A. and James R. Hines, Jr., The Uneasy Marriage of Export Incentives and The Income Tax, *Tax Policy and the Economy*, Vol.15, 2001.
- (4) Do, Evaluating International Tax Reform, *National Tax Journal*, September 2003.
- (5) Doernberg, Richard L. *International Taxation*, 5th edition, 2001, ただし第3版については川端康之監訳『アメリカ国際租税法』清文社, 2001年。
- (6) Grynberg, R. and E. Turner, *Multilateral and Regional Trade Issues for Developing Countries*. (出版年不明)
- (7) Hafbauer, Gary Clyde, *U.S. Taxation of International Income: Blueprint for Reform*, 1992.
- (8) Holik, Daniel S., Foreign Sales Corporations, 1992, *SOI Bulletin*, Summer, 1997.
- (9) Isenbergh, Joseph, *International Taxation*, 2000.
- (10) IRS, Foreign Sales Corporations Statistics 1987, *SOI Bulletin*, Spring, 1992.
- (11) Do, Data Release, Foreign Sales Corporations, 2000, *SOI Bulletin*, Winter, 2003/4.
- (12) Do, Data Release, Interest-Charge Domestic International Sales Corporations, 2000, *SOI Bulletin*, Spring, 2004.
- (13) Jackson, H. John, The Jurisprudence of International Trade: The DISC Case in GATT, *American Journal of International Law*, Vol. 72, 1978.
- (14) Masahide, Nakamura, Profiles of U.S. Multinationals in the 80's and 90's, in Masaaki Kuboniwa and Satoshi Watanabe ed., *Globalization and the World Economy: Changes and Challenges*, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, March, 2001.
- (15) Musgrave, P.B., International Tax Base Division and the Multinational Corporations, *Public Finance*, Vo.27, 1972. 川端康之抄訳「国際課税ベースの分割と多国籍企業」関西大学『法学ジャーナル』第53号, 1989年。
- (16) Do, An Interjurisdictional Tax Order, *Public Finance*, #112, 1982. 川端康之抄訳「管轄権間の租税秩序」関西大学『法学ジャーナル』第53号, 1989年。
- (17) Musgrave, R.A., and Musgrave, P.B., Inter-National Equity, in Bird and Heads (ed.), *Modern Fiscal Issues; Essays in Honor of Carl Shoup*, 1972. 川端康之・川崎元敏・清水雅彦訳「国家間の衡平」関西大学『法学ジャーナル』第51号, 1988年, 所収。
- (18) Nutter, Salah, Statistics of Income Studies of International Income and Taxes, *SOI Bulletin*, Winter, 1998-1999.
- (19) Oyola, Jose, Foreign Sales Corporation Beneficiaries: A Profile, *Tax Notes*, August 14, 2000.
- (20) OECD, *Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issues*, 1998.

- (21) Do, *Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*, June, 2000.
- (22) U.S. Congress, Joint Committee on Taxation, *Factors Affecting the International Competitiveness of the United States*, 1993.
- (23) Do, *Technical Explanation of The Senate Amendment to H.R. 4986, The "FSC Repeal and Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000"*, November 1, 2000.
- (24) Do, *The International Tax Rules: Background, Data, and Selected Issues Relating to the Competitiveness of U.S. Based Business Operations*, July 3, 2003.
- (25) Do, *The International Tax Rules: Background and Selected Issues Relating to the Competitiveness of U.S. Business Abroad*, July 14, 2003.
- (26) US Department of Commerce, *Survey of Current Business*, various issues.
- (27) Do, U.S. Direct Investment Abroad, various issues.
- (28) US Department of Commerce ed., *Foreign Direct Investment in the United States: An Update*, 1993.
- (29) U.S. Office of Technology Assessment, *Multinationals and the U.S. Technology Base: Final Report of the Multinationals Project*, 1994.
- (30) WTO, *United States-Tax Treatment for "Foreign Sales Corporations": Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities*, WT/DA108/RW, Report of the Panel, August 20, 2001.
- (31) 経済産業省 『不公正貿易報告書 2003 年度版』 経済産業調査会, 2003 年。
- (32) 関下稔 『競争力強化と対日通商戦略』 青木書店, 1996 年。
- (33) 高瀬保編著 『増補ガットとウルグアイ・ラウンド』 東洋経済新報社, 1995 年。
- (34) 田島陽一 「米国経済のグローバル化と輸出企業優遇税制の展開 米国議会上下両院合同租税委員会報告書を中心として」 日本国際経済学会第 63 回全国大会報告論文, 2004 年 10 月 9 日。(http://www.fbc.keio.ac.jp/jsie/4-1_Tajima_full.pdf)
- (35) 中村雅秀 『多国籍企業と国際税制』 東洋経済新報社, 1995 年。
- (36) 同上 『アジアの新工業化と日本』 青木書店, 1997 年。
- (37) 同上 『開発と世界経済』 ミネルヴァ書房, 2000 年。
- (38) 同上 「日本企業の対米進出と国際課税問題 (1)(2)」, 立命館大学国際関係学会 『立命館国際関係研究』 第 9 巻 3 号, 1996 年 12 月, 同第 10 巻 1 号, 1997 年 5 月。
- (39) 同上 「多国籍企業の企業内技術取引と R&D 税制」, 中村雅秀・奥田宏司・田中祐二編 『グローバル戦略の新世紀パラダイム』 晃洋書房, 2004 年, 所収。
- (40) 中本悟 『現代アメリカの通商政策』 有斐閣, 1999 年。
- (41) 西田勝喜 『GATT/WTO 体制研究序説』 文眞堂, 2002 年。
- (42) 松下満雄・清水章雄・中川淳司 『ケースブック ガット・WTO 法』 有斐閣, 2000 年。